

南空知医療・介護多職種連携情報共有システム 運用規程

1 目的

この規程は、南空知医療・介護多職種連携情報共有システム（以下「バイタルリンク」という）の適切な運用と、ICT 活用による情報ネットワークシステムでの地域住民の医療・介護情報の適正な管理について必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

- (1) 「システム提供者」は、システム開発事業者（帝人ファーマ株式会社）とする。
- (2) 「システム管理事務局」は、空知南部医師会とする。
- (3) 「運用管理者」は、管理権限を持つ利用者を運用管理者とする。
- (4) バイタルリンクに参加するものを「利用者」とする。
- (5) バイタルリンクにより情報をやり取りされる対象者を「患者」とする。

3 運用責務および業務

(1) システム提供者

システム提供者は、システムの保守および個人情報を適切に管理できるシステム環境を整備する。

(2) システム管理事務局

システム管理事務局は次の事項を行う。

業務の実施においては、由仁町立診療所医療福祉相談センターに委任する。

なお、システム管理事務局は管理権限を有する運用管理者も兼務することとする。

- ① 運用及び利用状況の管理（運用ルールの決定）
- ② バイタルリンク使用環境の整備
- ③ 患者・利用者に対する相談対応（問い合わせ窓口の設置）
- ④ 運用管理者のアカウント発行（新規・変更・停止）
- ⑤ 担当者登録フォームの更新

(3)運用管理者

運用管理者は、「南空知医療・介護多職種連携情報共有システム利用申込書」（様式 1）をシステム管理事務局に提出する。

運用管理者は、次の事項を行う。

- ①登録（新規・変更・停止）及び管理

- ②利用者アカウントの発行（新規・変更・停止）手続き、管理
- ③データベース管理（利用者の入力情報整理、患者情報の入力、情報整理等）
- ④その他、管理者運用ルールに記載する事項

4 利用者の責務

- (1) 利用者は、「南空知医療・介護多職種連携情報共有システム利用申込書」（様式1）を運用管理者に提出する。
- (2) 患者登録を行う際は、ケアマネジャーや利用を希望する医療・介護関係者（説明者）が、患者・家族に対し、「南空知医療・介護多職種連携情報共有システム説明書及び同意書」（様式2）について説明を行い、同意を得る。
- (3) (2)により患者の同意を得た者は、「南空知医療・介護多職種連携情報共有システム説明書及び同意書」（様式2）を、患者を担当する最寄りの運用管理者に届ける。
- (4) 新たに患者登録を依頼する際は、「南空知医療・介護多職種連携情報共有システム担当者登録フォーム」（様式3）を、運用管理者に提出する。
- (5) グループ担当者が変更になった場合、ケアマネジャーもしくはグループ内の利用者が、担当者登録フォーム（様式3）に変更事項を記載し、運用管理者に提出する。
- (6) 患者が本システムを利用しなくなった場合、ケアマネジャーもしくはグループ内の利用者が、担当者登録フォーム（様式3）で運用管理者に知らせる。
- (7) 利用者が退職及び異動した場合や利用しなくなった場合は、直ちに「南空知医療・介護多職種連携情報共有システム利用者アカウント停止依頼書」（様式4）を運用管理者に提出する。

5 個人情報の取り扱いについて

個人情報を適切に取り扱うために必要な事項について、別添「個人情報の適切な取り扱い方針」に定めるものとし、これを遵守するものとする。

6 医療・福祉情報の使用と患者同意

- (1) 運用管理者が管理対象とする、在宅患者の医療・介護情報は、バイタルリンクを介して送受信される全ての個人情報とする。
- (2) バイタルリンクを使用して情報を共有する場合は、患者の同意書（様式2）がないといけない。

7 真正性の確保

利用者は、バイタルリンクへの医療情報を含む診療情報等の作成及び保存に際して、

入力内容の確認を十分に行うとともに、入力情報に対する作成責任を負うものとする。

8 端末機器等の管理

- (1) バイタルリンクを使用する者は、システムに接続する端末にセキュリティを維持するため、ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。
- (2) 端末機の記憶装置内にインストールされているプログラムを改変しないこと。
- (3) プログラムの使用条件を遵守すること。
- (4) 端末機器等の環境設定を変更しないこと。変更等が必要な場合は、システム管理者に問い合わせることとする。

9 利用端末

携帯用端末（タブレット・スマートフォン等）でバイタルリンクを利用する場合には、端末の紛失・盗難に十分な配慮を心がけるとともに、必ず端末機同時にパスワード認証を設定しなければならない。個人の所有する端末の使用にあたっては、原則として行うべきではないが、適切な管理を行うことを様式 1 にて誓約した場合においては、使用を許可する。

10 利用者 ID（アカウント名）及びパスワードの管理

利用者は、次に定めるところにより、ID 及びパスワードを適正に管理しなければならない。

- (1) 自身の利用者 ID 及びパスワードは、自らの責任において厳重に管理すること
- (2) 自身の利用者 ID 及びパスワードを他の者に知られたとき、又はそのおそれのあるときは、直ちにシステム管理事務局への報告を行い、必要な指示を受けること。

11 運用規程の変更

この運用規程の変更は、システム管理事務局の業務として、由仁町立診療所医療福祉相談センターが行うものとする。

12 システム管理事務局の変更

システム管理事務局の変更は、空知南部医師会の合意をもって可能とする。

1 2 その他必要事項

この規程に定めるもののほか、必要な事項についてはガシステム管理事務局が別に定める。

附則

この規程は、令和3年3月1日から施行する。